

夏の定期貯金 キャンペーン 2026

実施期間

令和8年6月22日月

▶ 令和8年8月31日月



©よりぞう

A タイプ

定期貯金

2年

特別金利

1.00%

年

(税引き後 年 0.797%)

対象のお客さま

JA 佐野の正組合員・准組合員の方 (同居のご家族含む)
且つ新たな資金にて 30 万円以上の定期貯金をご契約
いただいた方

B タイプ

定期貯金

1年

特別金利

0.65%

年

(税引き後 年 0.518%)

対象のお客さま

JA 佐野の正組合員・准組合員の方 (同居のご家族含む) 且つ
① 新たな資金にて 30 万円以上の定期貯金をご契約いただいた方
② 普通貯金からの振替で 30 万円以上 1,000 万円以下の定期
貯金をご契約いただいた方 (お一人さま一口まで)

※申し込み状況によっては、キャンペーン期間中であっても募集を締め切る場合があります。

お問い合わせ・ご相談はお気軽にお近くのJA窓口までお尋ねください。JAは農家以外の方でもご利用いただけます。詳しくはお近くのJAバンク窓口へ。

JA佐野
金融・業務課
TEL.24-3712
(市外局番0283)

① 佐野南支店 TEL.24-2332 ① 吾妻支店 TEL.23-2555
② 田沼支店 TEL.62-1212 ② 三好支店 TEL.62-1005 ② 愛村支店 TEL.65-0121
③ 葛生支店 TEL.85-2090 ③ 常盤支店 TEL.85-3090
※①、②、③は令和8年7月21日(火)より①佐野南支店、②田沼支店、③葛生支店にお問い合わせください。
佐野中央支店 TEL.24-2065 犬伏支店 TEL.23-3636 旗川支店 TEL.24-2396 赤見支店 TEL.25-0224

JA 佐野 定期貯金 夏のキャンペーン 2026

商品概要説明書

(令和8年6月22日～令和8年8月31日適用)

1. 商品名	・スーパー定期貯金<単利型>
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・定型方式 Aタイプ2年、Bタイプ1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)に限ります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入金額 (4) 預入単位	Aタイプ ・一括預入 ・30万円以上の新規資金 ・1円単位 Bタイプ ①新たな資金 ②普通貯金からの振替 ・一括預入 ・30万円以上(上限なし) ・1円単位 ・普通貯金からの振替 ・一括預入 ・30万円以上1,000万円以下 ・1円単位 ・お一人さま一口まで
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の際には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ・窓口にお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、約定利率を適用せず、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 預入日の店頭表示利率×50% ③1年以上2年未満 約定利率×70% ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話:0283-24-3712)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
12. その他参考となる事項	—